

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高等学校等就学支援金支給事務(私立学校)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、高等学校等就学支援金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の辞退を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和5年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務(私立学校)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を照会して受給資格の判定を行っている。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校在学者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部私学・公益法人課
②所属長の役職名	総務部私学・公益法人課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 総務部 私学・公益法人課 小中高校班 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	
平成28年9月15日	I-4 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (別表第二における情報提供の根拠) 項番113	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第58条	事後	
平成28年9月15日	I-5 ② 所属長	課長 千葉 章	課長 中村 今日子	事後	
平成28年9月15日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年5月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	
平成28年9月15日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年5月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	
平成28年9月15日	III-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成28年9月15日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成29年8月3日	I-4 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第58条	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 平成29年4月21日付け府番第77号及び総官企第227号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の別添資料のなかで、「高等学校就学支援金の支給に関する情報」は、情報提供をしない方向で検討されている。	事後	
平成29年8月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年8月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成30年11月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中村 今日子	総務部参事兼私学・公益法人課長	事後	
平成30年11月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年6月15日 時点	事後	
平成30年11月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年6月15日 時点	事後	
令和1年6月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による変更
令和2年8月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	令和2年5月20日 時点	事後	
令和2年8月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	令和2年5月20日 時点	事後	
令和2年8月31日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	総務部参事兼私学・公益法人課長	総務部私学・公益法人課長	事後	
令和3年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年5月20日 時点	令和3年5月24日 時点	事後	
令和3年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年5月20日 時点	令和3年5月24日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	事後	特定個人情報保護評価指針の変更による
令和3年9月30日	I-4 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113	事後	特定個人情報保護評価指針の変更による
	II-1 いつ時点の計数か	令和3年5月24日 時点	令和4年5月26日 時点	事後	
	II-2 いつ時点の計数か	令和3年5月24日 時点	令和4年5月26日 時点	事後	
令和5年7月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	宮城県 総務部 私学・公益法人課 私学助成班	宮城県 総務部 私学・公益法人課 小中高校班	事後	
令和5年7月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年5月26日 時点	令和5年5月22日 時点	事後	
令和5年7月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年5月26日 時点	令和5年5月22日 時点	事後	